

令達した訓令一覧

令和5年

令達 番号	訓令名
17	杉並区職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正
18	杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正

杉並区訓令第17号

庁中一般 福祉事務所 保健所
事業所 教育委員会事務局 教
育機関 選挙管理委員会事務局
監査委員事務局 農業委員会事
務局 議会事務局

杉並区職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程（平成10年杉並区訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月14日

杉並区長 岸 本 聡 子

第6条中「、地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定による承認を受けた職員、条例第15条第1項の規定による育児時間及び短期の介護休暇の承認を受けた職員、条例第16条第1項の規定による承認を受けた職員並びに条例第16条の2第1項の規定による承認を受けた職員」を削る。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

杉並区訓令第18号

庁中一般 福祉事務所 保健所
事業所 教育委員会事務局 教
育機関 選挙管理委員会事務局
監査委員事務局 農業委員会事
務局 議会事務局

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成10年杉並区訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月14日

杉並区長 岸 本 聡 子

第8条中「、杉並区職員の育児休業等に関する規程（平成20年杉並区訓令第8号）第3条の規定による承認を受けた職員並びに次条の規定により杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年杉並区条例第3号）第15条第1項の規定の例による育児時間及び短期の介護休暇の承認を受けた職員、同条例第16条第1項の規定の例による承認を受けた職員並びに同条例第16条の2第1項の規定の例による承認を受けた職員」を削る。

第9条中「の適用」を「（平成10年杉並区条例第3号）の適用」に改める。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。